



栃木県公報

平成 27 年
8 月 4 日(火)
第2704号

目 次

告 示

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第7号に規定する指定地方公共機関の指定..... 711
- 社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録..... 711
- 地籍調査事業計画の決定..... 713
- 地籍調査の成果の認証..... 714
- 土地改良区定款変更の認可..... 714

公 告

- 平成27年度採石業務管理者試験の実施..... 714

企 業 局

- 栃木県企業局行政財産使用料規程の一部改正..... 715

調 達 等 公 告

- 入札公告..... 716

告 示

栃木県告示第383号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第7号に規定する指定地方公共機関を次のとおり指定したので公示する。

平成27年 8月 4日

栃木県知事 福 田 富 一

- アルフレッサ株式会社
- 株式会社バイタルネット
- 東邦薬品株式会社
- ナカノ薬品株式会社

(危機管理課)

栃木県告示第384号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成27年 8月 4日

栃木県知事 福 田 富 一

I

登録番号	事 業 者		事 業 所		登録の年月日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
091100009	社会福祉法人 梨一会	宇都宮市石井町2580番地1	特別養護老人ホーム豊幸の郷石井	宇都宮市石井町2580番地1	平成26年6月1日	鼻腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

091100070	社会福祉法人 恩賜財団済生 会支部栃木県 済生会	宇都宮市竹林 町911番地1	栃木県済生会 特別養護老人 ホームとちの 木荘	宇都宮市徳次 郎町2479番地 1	平成26年 9月1日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろう による経管栄養
091100071	社会福祉法人 桜寿会	宇都宮市逆面 町261番地1	特別養護老人 ホームふくろ うの杜	宇都宮市逆面 町385番地1	平成26年 11月1日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろう による経管栄養
091100072	社会福祉法人 真亀会	真岡市亀山 350番地1	特別養護老人 ホームかめや まの郷	真岡市亀山 350番地25	平成26年 12月1日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろう による経管栄養
092100001	佐野厚生農業 協同組合連合 会	佐野市堀米町 1728番地	特別養護老人 ホームきんも くせい	佐野市堀米町 3956番地10	平成27年 7月1日	口腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろう による経管栄養
091200016	公益社団法人 地域医療振興 協会	東京都千代田 区平河町二丁 目6番3号	介護老人保健 施設にっこう	日光市清滝安 良沢町1752番 地10	平成27年 5月1日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内 部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろう による経管栄養 経鼻経管栄養
091200017	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	東京都港区高 輪三丁目22番 12号	うつのみや病 院附属介護老 人保健施設	宇都宮市南高 砂町11番17号	平成27年 5月1日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろう による経管栄養
091300011	社会医療法人 恵生会	さくら市氏家 2650番地	介護付有料老 人ホーム桜の 郷	さくら市氏家 1889番地	平成26年 6月1日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろう による経管栄養
091400007	有限会社ケア ワーカー出野	真岡市荒町四 丁目22番地4	有限会社ケア ワーカー出野	真岡市荒町四 丁目22番地4	平成26年 4月1日	気管カニューレ内 部の喀痰吸引
091400010	栃木ソーシャ ルサービス株 式会社	下都賀郡壬生 町大字壬生甲 579番地	ヘルパーズ テーションこ ころ	下都賀郡壬生 町本丸一丁目 10番68号	平成26年 8月11日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内 部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろう による経管栄養 経鼻経管栄養
092400002	有限会社さく ら福祉サービ ス	小山市栗宮 1222番地4	有限会社さく ら福祉サービ ス	小山市栗宮 1222番地4	平成26年 3月12日	鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろう による経管栄養

II

登録番号	事業者		事業所		登録の 年月日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住所又は 主たる事務所の 所在地	名称	所在地		

092600008	合同会社いろは	宇都宮市西川田東町4番6号	イチゴノキ	宇都宮市西川田東町4番6号	平成26年4月15日	気管カニューレ内部の喀痰吸引
092700005	一般社団法人協働福祉とちぎ	宇都宮市今泉新町45番地7 東海今泉新町ハイツ I-1 階	訪問介護ステーションおひさま	宇都宮市今泉新町45番地7 東海今泉新町ハイツ I-1 階	平成26年8月1日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引

(高齢対策課)
(障害福祉課)

栃木県告示第385号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成27年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 8 月 4 日

栃木県知事 福田 富 一

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
宇都宮市	宇都宮市のうち屋板Ⅳ、東横田・上御田、中島Ⅰ、中島Ⅱ、中里原Ⅵ・金田Ⅲ、宝木Ⅲ・駒生Ⅲ、宝木Ⅳ・駒生Ⅳ、東谷Ⅰ・下横田Ⅰ、下反町・羽牛田及び下田原Ⅴ地区	平成27年4月13日から 平成28年3月31日まで
佐野市	佐野市のうち植上Ⅰ地区	
日光市	日光市のうち中三依Ⅱ及び和泉Ⅳ地区	
小山市	小山市のうち羽川Ⅵ、粟宮Ⅰ及び粟宮Ⅱ地区	
大田原市	大田原市のうち大豆田Ⅱ・黒羽向町Ⅰ及び大豆田Ⅲ・黒羽向町Ⅱ地区	
矢板市	矢板市のうち土屋Ⅳ及び乙畑Ⅵ地区	
那須塩原市	那須塩原市のうち三本木、沼野田和Ⅰ・木曾畑中及び下中野Ⅰ地区	
さくら市	さくら市のうち馬場Ⅰ、押上Ⅰ及び長久保Ⅰ地区	
那須烏山市	那須烏山市のうち大里Ⅰ、大里Ⅱ、大木須Ⅳ、大木須Ⅴ、福岡Ⅱ、田野倉Ⅰ、田野倉Ⅱ・田野倉Ⅲ、田野倉Ⅳ・田野倉Ⅴ、大金Ⅰ・大金Ⅱ、八ヶ代Ⅰ、八ヶ代Ⅱ及び東原・小河原地区	
下野市	下野市のうち小金井Ⅳ、小金井Ⅴ、石橋南部及び薬師寺Ⅱ地区	
上三川町	上三川町のうち磯岡Ⅱ・西汗Ⅰ、西汗Ⅱ、大山Ⅱ、三村Ⅰ、三村Ⅱ及び鞆堂Ⅰ地区	
益子町	益子町のうち大郷戸、山本Ⅰ及び山本Ⅱ地区	
茂木町	茂木町のうち山内Ⅳ、深沢Ⅰ及び町田・千本Ⅰ地区	
芳賀町	芳賀町のうち下高根沢4、下高根沢5、下高根沢6、下高根沢7、東水沼1、東水沼2、下高根沢東水沼1及び下高根沢東水沼2地区	

野木町	野木町のうち若林Ⅰ地区
塩谷町	塩谷町のうち宿下・宿上Ⅰ地区
高根沢町	高根沢町のうち太田Ⅱ、寺渡戸Ⅱ及び平田地区
那須町	那須町のうち旧黒田、音羽町Ⅱ及び上川地区
那珂川町	那珂川町のうち馬頭Ⅸ、馬頭Ⅹ、和見Ⅴ及び大内Ⅰ地区

栃木県告示第386号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年 8 月 4 日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
宇都宮市	宇都宮市西刑部町及び下桑島町の各一部	宇都宮市西刑部町及び下桑島町の各一部（西刑部Ⅵ・下桑島Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	平成27年 7 月24日
小山市	小山市大字立木及び大字大行寺の各一部	小山市大字立木及び大字大行寺の各一部（観晃橋西Ⅰ地区）の地籍図及び地籍簿	平成27年 7 月24日

（農村振興課）

栃木県告示第387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年 8 月 4 日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	認可年月日
鬼怒川右岸土地改良区	平成27年 7 月15日
江戸川用水土地改良区	平成27年 7 月21日

（農地整備課）

公 告

○平成27年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13に規定する採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

平成27年 8 月 4 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 試験日時
平成27年10月9日（金）
午前10時から正午まで（120分）
- 試験場所
栃木県庁本館 6 階大会議室 1
宇都宮市塙田 1 丁目 1 番20号

3 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係の法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 受験手続

- (1) 受験願書及び添付書類

採石法施行規則第8条の9の規定による受験願書1部、写真2葉（縦6cm、横5.5cmの正面上半身像で、受験願書提出前6月以内に撮影したもの。その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。）

- (2) 願書受付期間

平成27年9月14日（月）から同月25日（金）まで。ただし、郵送分については、同日の消印のあるものまで有効

- (3) 受験手数料

栃木県収入証紙8,000円分（受験願書に貼ること。）

- (4) 受験資格

特になし

- (5) 願書提出先及び問合せ先

栃木県産業労働観光部工業振興課鉱政担当（本館6階）

〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号 ☎028(623)3197

- (6) 合格者の発表

ア 合格発表日時

平成27年10月19日（月）午前10時

イ 合格発表場所

県庁屋外掲示場に掲示する。

ウ 合格証の交付

合格発表後、合格者には、合格証を郵送により交付する。

- (7) その他

受験願書の用紙は、栃木県産業労働観光部工業振興課に備え付けるが、県ホームページからダウンロードし印刷したものを使用してもよい。

なお、用紙の郵送を希望する場合は、表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱記きした封筒に、別の返信用封筒（氏名及び住所を明記、82円分の切手を貼付。）を入れて請求すること。

（工業振興課）

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第五号

栃木県企業局行政財産使用料規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十七年八月四日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県企業局行政財産使用料規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局行政財産使用料規程（昭和四十二年栃木県電気事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

（経営企画課）

調達等公告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年8月4日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 (北那須・鬼水) 高速液体クロマトグラフ質量分析装置 1式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成28年2月29日
- (4) 納入場所 栃木県鬼怒水道事務所2階MS室(窒素ガス発生装置はMS室前室)

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「精密機械類」、小分類「理化学機器」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成27年8月25日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県内に本店、支店、営業所又は代理店を有するものであること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-0033 栃木県宇都宮市本町12番11号 栃木県企業局経営企画課企画調整担当
電話028-623-3825

- (2) 入札及び開札の日時及び場所
平成27年8月25日午前10時 栃木会館6階企業局第1会議室

- (3) その他

入札説明書は、平成27年8月5日から同月18日までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書並びに栃木県公営企業財務規程(昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号。以下「財務規程」という。)第116条第1項第1号及び第4号から第7号まで並びに第2項に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 財務規程第117条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(企業局経営企画課)